

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	専門学校 久留米リハビリテーション学院
設置者名	医療法人 八女発心会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	理学療法学科	夜・通信	2,730 単位時間	320 単位時間	
	作業療法学科	夜・通信	2,875 単位時間	320 単位時間	
(備考) 2020 年度入学者から新カリキュラム実施					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<< 理学療法学科 >> https://kurumereha.ac.jp/wp-content/themes/kurumereha2017/assets/images/subject/curri_rigaku/rigaku_list.pdf
<< 作業療法学科 >> https://kurumereha.ac.jp/wp-content/themes/kurumereha2017/assets/images/subject/curri_sagyo/sagyo_list.pdf

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	専門学校 久留米リハビリテーション学院
設置者名	医療法人 八女発心会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	教育課程編成委員会
役割	<p>実務的かつ専門的な職業教育を実施するため、専攻分野に所属している外部人材を参画させ、以下の事項を審議し外部人材の意見や要請を活かして教育課程の編成や、教育効果を高めるため内容改善を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業界における人材の専門性の動向 ・ 国又は地域の産業振興の方向性 ・ 実務に必要な最新の知識、技術、技能 ・ その他教育課程の編成に関連する事項

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
医療施設 理学療法士	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	企業等委員
医療施設 理学療法士	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	企業等委員
医療施設 作業療法士	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	企業等委員・卒業生
医療施設 作業療法士	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	企業等委員・卒業生
医療施設 作業療法士	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	企業等委員
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	専門学校 久留米リハビリテーション学院
設置者名	医療法人 八女発心会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>学院が提示している教育課程及び授業時数において、担当する教員又は外部講師が省令の定めに沿って授業計画を作成し(3月)、実施年度の始まり(4月)に学生へ向けて提示、及びホームページにおいて公表する。</p>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>《理学療法学科》 https://kurumereha.ac.jp/wp-content/themes/kurumereha2017/assets/images/subject/curri_rigaku/rigaku_syllabus.pdf</p> <p>《作業療法学科》 https://kurumereha.ac.jp/wp-content/themes/kurumereha2017/assets/images/subject/curri_sagyo/sagyo_syllabus.pdf</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取り組みの概要)</p> <p>下記、学則第10条のとおり 学習の成績評価は、試験、履修状況等を基にして総合的に行い、優・良・可・不可をもって表し、可以上を合格とする。</p> <p>下記、定期試験に関する規程のとおり 定期試験(追試験、再試験)を含め、各授業科目の総合評価は100点満点の60点以上を合格とする。</p> <p>(1) 評価は以下の4段階評価にて行う。 優：100～80点、良：79～70点、可：69～60点、不可：59点以下</p> <p>(2) 再試験に合格した者の成績評価は可(60点)とする。</p>	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>カリキュラムで定められた科目の定期試験の点数や履修状況等を基に、平均点にて各学科の学年ごとに順位付けし、成績下位 4 分の 1 にあたる者等を把握している。</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>《理学療法学科》 https://kurumereha.ac.jp/information/disclosure#chapter2</p> <p>《作業療法学科》 https://kurumereha.ac.jp/information/disclosure#chapter2</p> <p>※情報公開の基本情報にて公表</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>下記、学則第 11 条のとおり 学院長は、前条の学習評価に基づいて、課程修了の認定を行う。 (1) 第 4 条に定める修業年限以上在学し、課程修了を認められた者は、運営会議を経て学院長が卒業を認定する。 (2) 学院長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。 ※本校の修業年限は次のとおり 4 年</p>	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>《理学療法学科》 https://kurumereha.ac.jp/information/disclosure#chapter2</p> <p>《作業療法学科》 https://kurumereha.ac.jp/information/disclosure#chapter2</p> <p>※情報公開の基本情報にて公表</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	専門学校 久留米リハビリテーション学院
設置者名	医療法人 八女発心会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://kurumereha.ac.jp/wp-content/themes/kurumereha2017/assets/images/information/disclosure/zaimu.pdf
収支計算書又は損益計算書	法人本部（福岡県八女郡広川町大字新代 2320）において開示する
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	理学療法学科		○		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
4年	昼	3,405/146 単位時間/単位	2,190/113 単位時間/ 単位	270/12 単位時間/ 単位	945/21 単位時間/ 単位	0 単位時間/ 単位	0 単位時間/ 単位
			3,405/146 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
160人		160人	0人	7人	19人	26人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）
カリキュラムに提示している教育課程及び授業時数において、担当する教員又は外部講師が、省令の定めに基づいて授業計画を立て、実施年度の始まりに学生へ向けて提示する。

（授業方法）
講義・演習・実習

（授業内容）
科学的思想の基盤、人間と生活、社会の理解
人体の構造と機能及び心身の発達
疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進
保健医療福祉とリハビリテーションの理念
基礎理学療法学
理学療法管理

<p>理学療法評価 理学療法治療 地域理学療法 臨床実習 (年間の授業計画) 修得すべき科目の単位数と時間数 1年次 39単位 735時間 2年次 42単位 825時間 3年次 41単位 975時間 4年次 24単位 840時間 ※新カリキュラム</p>
<p>成績評価の基準・方法 (概要) 下記、学則第10条のとおり 学習の成績評価は、試験、履修状況等を基にして総合的に行い、優・良・可・不可をもって表し、可以上を合格とする。 下記、定期試験に関する規程のとおり 定期試験（追試験、再試験）を含め、各授業科目の総合評価は100点満点の60点以上を合格とする。 (1) 評価は以下の4段階評価にて行う。 優：100～80点、良：79～70点、可：69～60点、不可：59点以下 (2) 再試験に合格した者の成績評価は可（60点）とする。</p>
<p>卒業・進級の認定基準 (概要) (卒業について) 下記、学則第11条の通り 学院長は、学習評価に基づいて、課程修了の認定を行う。 (1) 修業年限以上在学し、課程修了を認められた者は、運営会議を経て学院長が卒業を認定する。 (2) 学院長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。 (進級について) 当該学年において履修すべき科目に「不可」があった者は進級できない。ただし、最終的な進級認定については、年度末の進級認定会議において決定し、当該年度の成績通知は同年度の3月1日以降に開示する。</p>
<p>学修支援等 (概要) 担任及び学科長は、修業状況や成績等により本人及び保護者と適切な連携をとり、必要に応じて面談等実施している。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
38 人 （ 100%）	0 人 （ 0%）	38 人 （ 100%）	0 人 （ 0%）
（主な就職、業界等） 医療機関、介護・福祉施設			
（就職指導内容） 学内での就職セミナー実施や面接指導対策、オンラインでの就職説明会開催等			
（主な学修成果（資格・検定等）） 理学療法士国家試験受験資格取得			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
158 人	5 人	3.2 %
（中途退学の主な理由） 進路変更、学業不振、目的意識の減退		
（中退防止・中退者支援のための取組） 面談や学科会議、教員会議での情報共有による対策		

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士			
医療	医療専門課程	作業療法学科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
4年	昼	3,415/147 単位時間／単位	2,145/112 単位時間/ 単位	285/13 単位時間 /単位	985/22 単位時間 /単位	0 単位時間 /単位	0 単位時間 /単位
			3,415/147 単位時間／単位				
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
160 人	146 人	0 人	6 人	14 人	20 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） カリキュラムに提示している教育課程及び授業時数において、担当する教員又は外部講師が、省令の定めにも則して授業計画を立て、実施年度の始まりに学生へ向けて提示する。

(授業方法)

講義・演習・実習

(授業内容)

科学的思想の基盤、人間と生活、社会の理解

人体の構造と機能及び心身の発達

疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進

保健医療福祉とリハビリテーションの理念

基礎作業療法学

作業療法管理学

作業療法評価学

作業療法治療学

地域作業療法学

臨床実習

(年間の授業計画)

修得すべき科目の単位数と時間数

1年次 40単位 760時間

2年次 38単位 795時間

3年次 45単位 1,020時間

4年次 24単位 840時間

※新カリキュラム

成績評価の基準・方法

(概要)

下記、学則第10条のとおり

学習の成績評価は、試験、履修状況等を基にして総合的に行い、優・良・可・不可をもって表し、可以上を合格とする。

下記、定期試験に関する規程のとおり

定期試験（追試験、再試験）を含め、各授業科目の総合評価は100点満点の60点以上を合格とする。

(1) 評価は以下の4段階評価にて行う。

優：100～80点、良：79～70点、可：69～60点、不可：59点以下

(2) 再試験に合格した者の成績評価は可（60点）とする。

卒業・進級の認定基準

(概要)

(卒業について)

下記、学則第11条の通り

学院長は、学習評価に基づいて、課程修了の認定を行う。

(1) 修業年限以上在学し、課程修了を認められた者は、運営会議を経て学院長が卒業を認定する。

(2) 学院長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(進級について)

当該学年において履修すべき科目に「不可」があった者は進級できない。ただし、最終的な進級認定については、年度末の進級認定会議において決定し、当該年度の成績通知は同年度の3月1日以降に開示する。

学修支援等 (概要) 担任及び学科長は、修業状態や成績等により本人及び保護者と適切な連携をとり、必要に応じて面談等実施している。
--

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
29 人 (100%)	0 人 (0%)	28 人 (96.6%)	1 人 (3.4%)
(主な就職、業界等) 医療機関、介護・福祉施設			
(就職指導内容) 学内での就職セミナー実施や面接指導対策、オンラインでの就職説明会開催等			
(主な学修成果（資格・検定等）) 作業療法士国家試験受験資格取得			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
146 人	12 人	8.2 %
(中途退学の主な理由) 学業不振		
(中退防止・中退者支援のための取組) 面談や学科会議、教員会議での情報共有による対策		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
理学療法学科	300,000 円	700,000 円	300,000 円	その他として施設設備費
作業療法学科	300,000 円	700,000 円	300,000 円	その他として施設設備費

修学支援（任意記載事項）
入学時特別奨学金、指定校推薦特待生奨学金、遠方者特別支度奨励金、兄弟姉妹入学奨学金、入学後特別奨励金等の制度を実施

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://kurumereha.ac.jp/wp-content/themes/kurumereha2017/assets/images/pdf/hyoka_r3.pdf		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
学校関係者委員会を設置し、外部委員に学校関係者として専攻分野の企業等の役職員や卒業生を2名以上参画させ、学校運営や教育活動等についての自己評価結果に基づいた学校関係者評価を実施し、評価結果は教育活動やその他学校運営の改善に活かすことや実施時期等について学院長が決定する。学校関係者委員会は年1回以上実施する。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
医療施設 理学療法士	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	企業等委員
医療施設 理学療法士		企業等委員
医療施設 作業療法士		企業等委員
医療施設 作業療法士		企業等委員・卒業生
医療施設 作業療法士		企業等委員・卒業生
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://kurumereha.ac.jp/wp-content/themes/kurumereha2017/assets/images/pdf/hyoka_r3.pdf		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.kurumereha.ac.jp
--

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	専門学校 久留米リハビリテーション学院
設置者名	医療法人 八女発心会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		45 人	43 人	48 人
内 訳	第Ⅰ区分	23 人	24 人	
	第Ⅱ区分	18 人	15 人	
	第Ⅲ区分	- 人	- 人	
家計急変による支援対象者（年間）				0 人
合計（年間）				48 人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0 人
----	-----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、高等 専門学校（認定専攻科を含む。）及 び専門学校（修業年限が2年以下の ものに限る。）			
修業年限で卒業又は修了 できないことが確定	- 人	人	人
修得単位数が標準単位数 の5割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の5割以下)	0 人	人	人
出席率が5割以下その他 学修意欲が著しく低い状況	0 人	人	人
「警告」の区分に 連続して該当	0 人	人	人
計	- 人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、高等 専門学校（認定専攻科を含む。）及 び専門学校（修業年限が2年以下の ものに限る。）			
年間	0 人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0 人
3月以上の停学	0 人
年間計	0 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0 人
訓告	0 人
年間計	0 人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	0 人	人	人
G P A等が下位4分の1	- 人	人	人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	0 人	人	人
計	- 人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。